

令和2年第4回豊頃町議会臨時会会議録

令和2年11月26日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	議案第54号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正
日程第 4	議案第52号	豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
日程第 5	議案第53号	豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

◎出席議員（9名）

1番 石田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂口 尚 示 君	4番 岩 井 明 君
5番 杉野 好 行 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大谷 友 則 君	8番 中 村 純 也 君
9番 藤田 博 規 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮 口 孝 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	山 本 芳 博 君
総 務 課 長	熊 谷 雅 美 君
企 画 課 長	按 田 武 君
住 民 課 長	渡 辺 良 英 君
福 祉 課 長	下 重 博 光 君
子 育 て 支 援 所 長	千 葉 孝 二 君
産 業 課 長	岩 城 光 洋 君
商 工 観 光 課 長	鎗 木 政 洋 君
施 設 課 長 補 佐	由 水 知 之 君
教育委員会教育課長	山 田 良 則 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事	務	局	長	中	川	直	幸	君
庶	務	係	長	鈴	木	典	和	君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和2年第4回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。

◎ 行政報告

- 藤田議長 町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

宮口町長。

- 宮口町長 第4回豊頃町議会臨時会行政報告を申し上げます。

セイコーマート豊頃役場前店及びコミュニティスペース「えんがわ」の開館についてであります。

旧「スーパーアグリ」跡に出店が決まり、開店準備を進めていたコンビニエンスストア「セイコーマート」が「豊頃役場前店」として12月4日に開店いたします。

なお、同店は過日豊頃町商工会への加入申込を済ませており、加入後は、プレミアム商品券も利用できるほか、町商工会で開催予定の「歳末大売出し」への参加など、地域の賑わいの創出にも積極的に関わっていただくことになっております。

また、地域の皆様の交流スペースや町有バスの待合所として整備を進めていたコミュニティスペース「えんがわ」も同日開館いたします。

以上、行政報告を終わります。

- 藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番杉野好行議員及び6番大崎英樹議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

◎ 議案第54号

●藤田議長 日程第3 議案第54号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第54号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

議案書5ページを御覧願います。

本案は人事院が会社等企業従業員と国家公務員の給与水準を均衡させることを基本に、国家公務員法に定める情勢適用の原則に基づいて、毎年約1万2000事業所の支給実績を調査し勧告しているもので、令和2年度は期末手当において、会社等との均衡を図るため引き下げる内容で、例年より2カ月遅れ、この10月7日に勧告がなされ、11月6日閣議決定されました。

なお、給料表につきましては、会社等との格差が極めて小さいことから、改定しない勧告内容となっております。

次に、改正の内容につきまして、議案説明書5ページを御参照ください。

第16条期末手当について、現行欄、支給積算額に100分の130を乗じて得た額とあるのを改正後案のとおり、100分の127.5に改め定めるもので、期末勤勉手当支給率を年間100分の450から100分の445に改めるものであります。

なお、附則として令和2年度12月期の期末手当に限り100分の127.5を100分の125に読み替えることとし、期末勤勉手当年間支給率を100分の445とするものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第52号及び議案第53号

●藤田議長 日程第4 議案第52号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び日程第5 議案第53号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを一括議題とします。

議案第52号及び議案第53号の2件について一括して提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第52号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第53号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について一括して説明申し上げます。

議案書1ページ及び3ページを御覧願います。

本2案はただいま議案第54号で議決いただきました町職員の給与に関する条例の一部改正内容につきまして、議会議員及び特別職の期末手当につきましても、同様に改正し、議会議員及び特別職の期末手当支給率100分の225を100分の222.5に改めるもので、期末手当支給率は年間100分の450から100分の445となるものであります。

なお、附則として、令和2年度12月期の期末手当限り、100分の222.5を100分の220に読み替えることとし、年間支給率を100分の445とするものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

議案第52号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これで、令和2年第4回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午前10時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員